

平成 29 年

乙訓福祉施設事務組合議会第 4 回定例会会議録

開会：平成29年12月22日

乙訓福祉施設事務組合議会

平成29年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会

議 事 日 程

平成29年12月22日（金）

午前10時00分開議

○出席議員（9名）

向日市	上田 雅 議員	常盤 ゆかり 議員
	和島 一行 議員	
長岡京市	西條 利洋 議員	白石 多津子 議員
	住田 初恵 議員	
大山崎町	北村 吉史 議員	辻 真理子 議員
	前川 光 議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

半田 麻子 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者（10名）

安田 守	管理者（向日市長）
中小路 健吾	副管理者（長岡京市長）
山本 圭一	副管理者（大山崎町長）
藤本 正次	事務局 局長
八木 富士子	会計管理者（向日市会計管理者）
河原崎 清隆	事務局次長兼総務課長
石野 功一	事務局次長兼乙訓若竹苑施設長
渡辺 三知雄	乙訓ポニーの学校施設長
伊藤 啓子	介護障害審査課長
中川 仁夫	障がい者相談支援課長

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 副議長選挙
- 日程 4 管理者諸報告
- 日程 5 定期監査、例月出納検査結果の報告
- 日程 6 第10号議案 公平委員会委員の選任について
- 日程 7 第11号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程 8 第12号議案 乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程 9 第13号議案 平成29年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第1号)

○会議録署名議員

向日市 上田 雅 議員
長岡京市 西條 利洋 議員

(開会 午前10時02分)

○前川 光議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。

ただいまから平成29年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、先般、長岡京市議会議員選挙が行われ、本組合議員として、西條利洋議員、住田初恵議員、白石多津子議員をお迎えすることになりました。ここにご紹介させていただきます。

それでは、各議員の皆様には一言ご挨拶をお願いいたします。

○西條利洋議員 長岡京市議会議員の西條利洋と申します。至らぬ点もございますが、ご指導のほどよろしくをお願いいたします。

○住田初恵議員 長岡京市会議員、日本共産党の住田初恵です。長岡京市では、12月議会で障がい者基本条例が制定されまして、ここが福祉の最先端の現場ですので、その条例が生かされるように、私も皆様とご一緒に、少しでもよい福祉ができるように頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○白石多津子議員 白石多津子でございます。引き続き精進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○前川 光議長 ありがとうございます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、長岡京市の西條利洋議員、向日市の上田 雅議員を指名いたします。

○前川 光議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

○前川 光議長 日程3、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、先ほど開催いたしました議員全員協議会でご審議いただきましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、議長による指名推選

の方法により行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、副議長については、長岡京市の白石多津子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

白石多津子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、乙訓福祉施設事務組合議会副議長は長岡京市の白石多津子議員と決しました。

それでは、ただいま当選されました白石議員から、一言ご挨拶賜りたいと存じます。

○白石多津子副議長 改めまして、白石多津子でございます。

大山崎町の前川議長を補佐して、しっかり守ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○前川 光議長 ありがとうございます。

それでは、副議長席にお座りいただきたいと思います。

(白石多津子副議長 副議長席に着席)

○前川 光議長 日程4、管理者諸報告であります。

安田管理者。

○安田 守管理者 改めまして、おはようございます。

本日、平成29年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、ご出席を賜りましてありがとうございます。

諸報告の前に、先般の長岡京市議会の選挙によりまして、本組合議員に西條利洋議員、住田初恵議員、白石多津子議員をお迎えすることになりました。議員の皆様方におかれましては、本組合の発展のため、今後ともご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいま副議長に白石多津子議員が就任されましたことをお祝い申し上げます。

それでは、第3回定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございます。

11月に地震及び火災を想定した防災訓練を実施し、災害時の避難対応等を確認いたしました。また、今年度第2回目の本組合運営協議会全体会を開催し、平成

30年度の予算案等について、構成市町福祉担当委員との意見交換を行いました。

次に、若竹苑の関係でございます。

現在の利用者数は、就労継続支援34名、生活介護6名、合わせて40名となっております。市町別利用者数は向日市8名、長岡京市26名、大山崎町5名、京都市1名となっております。また、地域活動支援センター事業の登録者数は20名で、日中一時支援事業の登録者数は60名でございます。

行事関係でございますが、10月及び11月に各事業の日帰り旅行を実施いたしました。

授産事業関係では、向日市社協まつり等の地域の催しに出店いたしました。なお、本年の支援は28日で終了し、新年は、就労継続支援は5日から、その他の事業は4日から再開する予定でございます。

次に、介護障害審査課の関係でございます。

まず、介護認定審査会の本年4月から11月までの審査状況でございます。お手元にお配りさせていただいております資料の1ページ目に、その概要を記載しておりますが、合議体を144回開催し、4,564件の二次判定を行いました。

次に、障害支援区分認定審査会の本年4月から11月までの審査状況でございます。資料の2ページをご覧ください。合議体を16回開催し、131件の二次判定を行いました。なお、合議体間における情報交換等を通し、審査会における公平公正な審査・判定を確保するために、障害支援区分認定審査会の運営委員会を開催いたしました。

また、障害支援区分認定審査委員と認定調査員、及び介護認定調査員の資質向上を目的とした研修を、乙訓2市1町と共催で11月と12月に各々実施いたしました。

次に、障がい者相談支援課の関係でございます。

障がい者虐待防止センターでは、11月に京都弁護士会からの依頼で、「乙訓地域の障がい者虐待に関する現状と課題」と題して、弁護士の方々に対して研修並びに実績報告を行いました。

また、地域の法人等からの要請で、虐待防止啓発研修を、9月から11月にかけて3回実施いたしました。

最後に、ポニーの学校の関係でございます。

10月からの利用児につきましては、向日市38名、長岡京市53名、大山崎町12名、合計103名となっております。

行事等では、卒園児、在園児を対象とした施設開放事業などを開催いたしました。また、相談支援事業につきましては、9月から11月までに193件の計画作成並びにモニタリングを実施いたしました。なお本年の療育は12月25日に終了し、新年は1月9日から再開する予定となっております。

報告は、以上でございます。

○前川 光議長 以上で管理者諸報告を終わります。

日程5、定期監査及び例月出納検査結果の報告であります。

監査委員の報告を求めます。

常盤監査委員。

○常盤ゆかり監査委員 岩崎監査委員が欠席をされておりますので、今回は私からご報告をさせていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を平成29年10月30日に、また同法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を9月25日、10月30日及び11月30日に実施いたしましたので、同法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定によりその結果をご報告いたします。

監査の概要及び検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。なお、報告書にありますとおり、各月の出納などについては適正に処理されておりました。

以上で定期監査及び例月出納検査の結果報告を終わります。

○前川 光議長 以上で定期監査及び例月出納検査結果の報告を終わります。

日程6、第10号議案、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第11号議案、公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、公平委員会委員の岩崎義典氏の任期が、12月23日をもちまして満了いたしますので、引き続き同氏を公平委員会委員として任命いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

岩崎義典氏は、平成26年12月から公平委員会委員として本組合運営にご尽力をいただいております。経歴につきましては、議案の参考に記載していただいております。地方自治に関し高い識見と豊富な経験を有しておられますので、公平委員会委員として適任であると存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○前川 光議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。

第10号議案について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり同意することに決しました。

○前川 光議長 日程7、第11号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第11号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。これまで非常勤職員の養育する子が1歳に達した時点で保育所に入れられない等の場合に、申し出をすることにより育児休業期間を1歳6カ月まで延長することができましたが、今回の改正により、子が1歳6カ月に達する日以降の期間についても、同様にその保育の実施が行われない等の場合は、再度申し出をすることにより、最長2年まで延長できるようにするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○前川 光議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑はできる限り、簡潔、明瞭にお願いします。

ご質疑、ございませんか。

辻議員。

○辻 真理子議員 ちょっと教えていただきたいのですが、非常勤職員さんの雇

用形態というのは、今どのような形でなっているか。1年で更新とか、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○藤本正次事務局長 非常勤の方、名称的には嘱託職員さんとアルバイト職員さん、一応区分けはいたしております。どちらも1年契約という形で、その更新という形をとっております。

○辻 真理子議員 これまでの条例の中でも、1歳半というところで育児休業制度が入ったものを、2年に延長されるんですけども、実際にこの対象になられている方が、今までおられたのか、教えていただいてもいいですか。

○藤本正次事務局長 いわゆる非常勤の方の中で、今現在、育児休業とられてる方が、1名ですけどおられます。それ以外の方でも、年齢的とか、状況に鑑みますと、対象になれる方はおられます。

○辻 真理子議員 でも、実際のその非常勤の方の契約という実態は、1年ということであるんですけども、今後育児休業とられた方が、次年度も契約といったときに、何か不利益になることというのはないと理解させてもらってよろしいでしょうか。

○藤本正次事務局長 基本的には1年契約なので、向こう何年という保障ができない部分は、確かに一方ではあるんですけども、だからといって、例えば年度またがって育児休業申請があって、それをお断りするというような形は、今やってはおりません。

現に、先ほど申しましたように、育児休業取られている方は、当初、もう少し早くご希望されてたんです、この10月ぐらいに。ただ、ちょっと保育所の関係が、まさにこの問題ですけど、見つからないということで、来年3月で何とか保育所見つけて、4月から復帰していただくという話はしております。

○辻 真理子議員 ありがとうございます。実際に若竹苑さんの方のホームページとか、見させてもらったら、年度途中でも、職員さんの募集も結構出てるというのがありますし、その点踏まえて、ちょっと今後の非常勤さんの雇用形態のあり方も踏まえて、ご検討いただければと思いますので、要望させていただきます。

○前川 光議長 ほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第11号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○前川 光議長 日程8、第12号議案、乙訓福祉施設事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第12号議案についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、国家公務員の一般職の職員の給与について、本年8月8日に、人事院から国会及び内閣に対しまして勧告が行われたところであります。勧告の内容は、民間給与との較差0.15%を解消するため、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げるとともに、民間の支給割合に見合うよう勤勉手当の支給月数を引き上げるといふものであります。

本組合職員の給与改定につきましては、国の状況、構成団体を参考にする中で、職員組合と交渉を重ねた結果、人事院及び構成団体に準じ改定することで、合意を得ております。

あわせて、現在、本組合においては、京都府準拠の構成団体の給料表を使用しているところでありますが、構成団体の状況等を考慮し、職員組合と交渉を重ね、合意を得て、今回の給与改定とあわせて、平成30年4月から国準拠の給料表に改定することで上程しております。

改正内容についてであります。第1条は、本組合職員の給与に関する条例の給料表の額を、本年4月に遡り、構成団体に準じ引き上げるものであります。

また、勤勉手当につきましても、構成団体に準じ、本年12月の勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、0.95月分とするものであります。

次に、第2条についてであります。勤勉手当の支給月数引き上げ分0.1月分を、6月及び12月に、それぞれ0.05月分ずつ配分し、給料表を国準拠の給料

表に変更するものであります。

この条例は公布の日から施行するものでありますが、第1条の給料表については本年4月1日に、また、第1条の勤勉手当については、12月1日に遡って適用し、第2条については平成30年4月から施行するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○前川 光議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

住田議員。

○住田初恵議員 第2条で、この給料表を見た場合に、下がることになるんですけども、給与が下がるということは、生活にも響きますし、仕事のやる気というものもやっぱりそがれるような大きな影響を与えると思うんですけども、国基準に変えたのでこのようになったと、今、理由をおっしゃったんですけども、なぜこの国基準に変えなきゃいけなかったんでしょうか。

○安田 守管理者 以前より構成団体、いわゆる向日市の基準に合わせておりました。そして、今回、向日市の方で府準拠の給料表から国準拠に戻しましたので、その構成団体に合わせたということです。国基準から京都府基準に合わせたときも、向日市に合わせておりますし、その逆もそうでありますし、乙福だけがそのままというわけには、今までの通例でいかないということで、そうさせていただきました。

○住田初恵議員 労働組合との話し合いは、もうそれで合意はされたということですか。

○安田 守管理者 そうです。

○前川 光議長 ほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

西條議員。

○西條利洋議員 私からは、反対討論をさせていただきます。

乙訓福祉施設事務組合の職員の皆様が、仕事も大変されていて、この乙訓の福祉事業に大変貢献されているのは、重々承知ではございますが、この人事院勧告制度、この制度につきまして、私は問題があるのではないかというふうに感じております。

この人事院勧告制度というのは、民間との給料の較差を是正するために行ってお

りますが、ただ、事業所の対象が事業員50人以上の事業所ということで、やはりその実態とは少し離れているのではないかなと感じております。なので、こういった職員の仕事を否定するわけではなくて、この人事院勧告制度につきまして、やはり問題があるのではないかということで、今回、こういったこの人事院勧告制度のもとに給料の引き上げに関しては、私は反対させていただきます。

○前川 光議長 次に、賛成討論を求めます。

辻議員。

○辻 真理子議員 先ほどの、府基準から国基準にされるということで、給料面では下がるということになっております。でも、組合さんの方とは妥結されているということなんですけども、先ほどの議案でもお話させてもらったように、介護離職というのがすごく言われている中で、職員さん、再任用さんの力も踏まえて、必要になってくる職場というか、現場だと思いますので、この点を十分考慮されて、要望とさせてもらいます。

○前川 光議長 ほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第12号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○前川 光議長 日程9、第13号議案、平成29年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 ただいま議題となりました第13号議案、平成29年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ203万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,100万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、事務局長よりご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○前川 光議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 それでは引き続きまして、補正予算の説明をさせていただきます。

まず、歳入の方から説明いたします。補正予算書2ページから3ページにかけてご覧いただきたいと思います。

款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1民生費補助金で624万6,000円の減額でございます。また、款3府支出金、項1府補助金、目1民生費補助金で412万3,000円の減額でございます。

このうち国庫補助金の全額624万6,000円と、府補助金のうち312万3,000円につきましては、いずれも乙福でやっております障がい者虐待防止センターの運営に係ります補助金でございます。

従来、この補助金につきましては、乙福の方で申請をいたしまして、乙福の方に入金いただくという形をとっておりましたが、平成29年度から国の方針がちょっと変わりまして、それぞれの自治体、うちでいいますと構成団体である2市1町の方でそれぞれ申請して、それぞれに入金する形にしたいということがございましたので、結果的に、乙福としてはこの分減額になりますが、この金額は2市1町さんの方には入ってくるというような流れになりましたので、今回、減額補正する形でやらせていただいております。

また、もう一件の府補助金のうち100万円の減額分ですが、これはいわゆるネットワーク事業費ということで、自立支援協議会の事務局等をやっていただいております、その経費に係る補助金でございますが、これも従来500万円いただいておりますが、これについては、府の方針として平成29年度から100万円減額の400万円の補助にしたいということがございましたので、今回ここで減額補正という形で上げさせていただいております。

続いて、その下の款5繰越金で、1,240万3,000円の増額でございますが、これは平成28年度、前年度の決算剰余金が1,300万円ちょっとありました。当初で100万見ておりましたが、そことの差額の分を今回補正で、ここでは増額補正という形をさせていただいております。

続いて歳出でございます。

今回の歳出の補正につきましては、全て、先ほどの給与条例の関係等によります、いわゆる人勧分としての部分と、平成29年度の4月以降におけます職員の移動、例えば、先ほども出ておりましたが、職員さんの産休、育休など、あるいは昇任、

昇格など、そうしたものを含めました、いわゆる職員人事異動、これに伴うもの、これらを相殺しますと、人件費合計では92万9,000円の減額という形になります。歳入で増額、歳出では減額と、これを合わせまして、296万3,000円を予備費の増額という形で処理しているような形の補正という形になっておりまして、トータルといたしましては、先ほど申しましたような203万4,000円の増額補正という形になっております。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○前川 光議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

西條議員。

○西條利洋議員 先ほども申し上げましたとおり、私はこの人事院勧告制度が問題だと思っておりますので、この職員の給料に関しては、どうしても、が含まれている補正予算には反対を述べさせていただきます。

ただ、それ以外のことにしましては、特には反対の立場ではなく、賛成でして、また、先ほども申し上げましたとおり、本当に乙訓福祉施設事務組合の職員の皆様には、本当に日ごろから福祉事業に貢献をされていて、本当に大変感謝申し上げますが、この制度自身に問題を投げかけるという意味で、反対の立場とさせていただきます。

○前川 光議長 次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第13号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成29年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 前 川 光

会 議 録 署 名 議 員 上 田 雅

会 議 録 署 名 議 員 西 條 利 洋